

# 葛飾区児童育成支援拠点事業費助成制度に係るプロポーザル方式による団体選定実施要領

8 葛子子第 374 号

令和 8 年 5 月 25 日

子育て支援部長決裁

一部改正 令和 8 年 6 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第20項に基づき実施する葛飾区児童育成支援拠点事業に係る助成金の申請団体の選定に当たり、児童の最善の利益の保障及び健全な育成を図るとともに、虐待の未然防止に資するため、地域の実情や多様なニーズに応じた効果的な事業手法を確保することから、実施内容、実施体制その他の能力を総合的に評価し、当該事業の実施に最も適した団体を公募により選定する方法（以下「プロポーザル方式」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (参加資格要件)

第 2 条 プロポーザル方式への参加団体は、葛飾区児童育成支援拠点事業の実施を予定している法人格を有する非営利団体であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 直近の 5 年度間において、学齢期以降の児童に対して居場所の提供、生活習慣の形成支援又はそれに類似する業務の実績が 1 年以上あること。
- (2) 次に掲げる申立てがなされていないものであること。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (3) 全ての税について滞納がないこと。
- (4) 宗教的活動及び政治的活動を目的とせず、公序良俗に反するおそれのないものであること。
- (5) 団体及びその構成員、事業に従事する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第32条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (7) 葛飾区児童育成支援拠点事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

#### (選定委員会)

第3条 子育て支援部長は、プロポーザル方式を実施するに当たり、選定作業を公平かつ公正に行うために、葛飾区児童育成支援拠点事業費助成制度に係るプロポーザル方式団体選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 選定委員会は、第5条の募集要件の内容及び第11条の団体の選定のための審議、その他団体の選定に関し必要な事項を主管事務とする。
- 3 選定委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。また、委員長は、選定を補助する評価員・作業部会等を設けることができる。
- 4 選定委員会の事務局は、子育て政策課とし、子ども・若者担当課長が事務局長を務め、原則として選定委員になることができないものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。
- 5 選定委員会の事務局は、議事内容の概要を記録し、保管するものとする。

#### (選定委員会の運営)

第4条 選定委員会は、委員長が招集し、運営及び主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させることができる。
- 3 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 4 選定委員会は公平、公正に運営するものとし、委員は自らの判断に基づき評価等を行う。
- 5 選定委員会の採決は、出席委員の過半数をもって決定し、同数の場合は委員長の決するところによる。

#### (募集要件の決定)

第5条 子育て支援部長は、募集要件として必要な次に掲げる事項を選定委員会に付し、決定する。

- (1) 助成対象事業内容及び助成対象期間
- (2) 助成団体数
- (3) 助成金上限額及び助成金に係る条件
- (4) 提案書提出団体に要求される要件
- (5) 団体を選定するための手続、評価基準及び評価方法

- (6) 募集要項の交付期間、場所及び方法
- (7) プロポーザル方式への参加の希望を表明する書類（以下「参加申込書」という。）の提出期限、場所及び方法
- (8) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (9) 募集から団体の選定までのスケジュール
- (10) その他選定委員会の決定により必要と認められる事項
- (11) 次条に規定する募集要項

（募集要項の内容）

第6条 募集要項には、前条第1号から第10号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 助成対象事業の詳細な説明
- (2) 参加申込書及び提案書の作成様式、提出部数、記載上の留意事項及び問合せ先
- (3) 提案書提出等に対する質問の受付期間（第9条第2項に規定する提案書提出団体に対する通知後、原則1週間以上とする。）、提出場所、提出方法及びその回答方法
- (4) 第10条第2項に規定するヒアリング又はプレゼンテーションを実施する場合は、その期日、方法及び実施場所
- (5) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失うこと。
- (6) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出団体の負担とすること。
- (7) 提出された提出書類は、返却しないこと。
- (8) 子育て支援部長は提出された提出書類について、団体の選定以外に提出団体に無断で使用しないこと。
- (9) 提出書類については、情報公開の対象となること。ただし、明らかに団体等に不利益を与えると認められるもの等については、非公開とすること。
- (10) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めないこと。
- (11) その他子育て支援部長が必要と認める事項

（プロポーザル方式実施の公表）

第7条 プロポーザル方式を実施するときは、募集要項により公表するものとし、公表期間は原則3週間以上とする。

2 前項の規定による公表は、次の方法により実施するものとする。

- (1) 区ホームページに掲載
- (2) 子育て政策課窓口に掲示
- (3) 必要に応じて広報かつしかに掲載

(参加申込書の提出)

第8条 子育て支援部長は、プロポーザル方式への参加を希望する団体に対し、参加申込書（第1号様式）及び次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 第2条第1号に記載の業務を実施したことを確認できる書類
- (2) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）〔正本〕（3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 直近の決算の財務諸表3年分
- (4) 法人事業税の納税証明書〔正本〕（直近の年度のものであって、3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (5) 法人税の納税証明書その1〔正本〕（直近の年度のものであって、3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 消費税及び地方消費税の納税証明書その1〔正本〕（直近の年度のものであって、3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (7) その他子育て支援部長が必要と認めるもの

2 参加申込書の提出期限は、前条第1項に規定する公表期間と同一とする。

(提案書提出団体の選定)

第9条 子育て支援部長は、参加申込書の提出があった団体の中から第2条に規定する参加資格要件に基づき審査を行い、提案書提出団体の選定を行うものとする。

- 2 子育て支援部長は、前項の規定により選定した提案書提出団体に対し、提案書の提出団体として選定した旨及び提案書の提出を依頼する旨の通知（第2号様式）を行う。
- 3 子育て支援部長は、参加申込書を提出した団体のうち提案書の提出団体として選定しなかった団体に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を示した通知（第3号様式）を行うものとする。
- 4 子育て支援部長は、第1項に規定する参加申込書を提出した団体の審査に当たっては、選定委員会及びその他委員長が必要と認める者から意見を聴くことができる。

(提案書の提出)

第10条 提案書の提出期間は、原則2週間以上とする。

- 2 子育て支援部長が必要と認めたときは、提案書の提出に加え、ヒアリング又はプレゼンテーションによる提案を実施することができる。

(団体の選定)

第11条 子育て支援部長は、団体の選定のための評価を選定委員会に付すものとする。

- 2 選定委員会は、提出された提案書等について、第5条第5号の評価基準に基づき評価を行う。
- 3 前項に規定する評価は、全ての提案書提出団体の提案内容について数値化して実施し、原則として評価点の一定の水準を満たした団体を優秀提案団体とし、優秀提案団体内の順位付けをした上で、選定委員会の合議により最優秀提案団体を決定する。
- 4 最優秀提案団体と区長が別に定める交付要綱（以下「交付要綱」という。）等の条件に関して合意に達しない場合には、次点の優秀提案団体と交渉を行うものとし、最終的に合意に達した団体を最終被選定団体とする。
- 5 評価順位を含む評価結果について、事務局は、第13条に定める選定結果の公表及び第14条に定める情報公開請求に対応できるよう、記録するものとする。

(選定結果の通知)

第12条 子育て支援部長は、前条第3項に規定する最優秀提案団体に対し、最優秀提案団体として選定された旨の通知（第4号様式）を行い、優秀提案団体に対しては優秀提案団体として選定された旨の通知（第5号様式）を行うものとする。また、提案書を提出した団体のうち一定の水準を満たさなかった団体に対して最優秀提案団体及び優秀提案団体として選定されなかった旨の通知（第6号様式）を行うものとする。

- 2 前項の規定により選定された結果は、自己の結果のみ通知するものとする。

(選定結果の公表)

第13条 子育て支援部長は、前条第1項の規定により選定された結果について葛飾区児童育成支援拠点事業費助成金の交付決定後速やかに次の事項（第7号様式）を公表する。

- (1) 助成対象事業名
- (2) 助成対象事業概要
- (3) 助成対象期間
- (4) 助成金額
- (5) 所管課の名称及び所在地
- (6) 選定経過の概要
- (7) 最優秀提案団体及び優秀提案団体の団体名、住所及び代表者の氏名
- (8) 選定委員会における最優秀提案団体及び優秀提案団体の評価結果及び内

訳

(9) その他必要な事項

- 2 前項の公表をする場合においては、第7条第2項の規定を準用する。
- 3 区ホームページへの掲載により第1項の公表を行う場合においては、公表開始日から1年以上、掲載を行うものとする。

(選定結果の情報公開)

- 第14条 選定経過については葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）に基づき公開請求できるが、公開することで団体の不利益となる情報は公開しないものとする。
- 2 公開対象文書及び公開基準については、プロポーザル方式による業者選定経過に係る情報公開基準（平成29年3月31日28葛総契第770号総務部長決裁）に準ずるものとする。

(助成金の交付決定)

- 第15条 子育て政策課は、最終被選定団体から助成金の交付申請があった場合は、交付要綱に則り、その内容を審査し、交付の決定及び通知を行うものとする。

(倫理規定)

- 第16条 委員は公平、公正を旨とし、公正な職務の執行に努めるものとする。

(委任)

- 第17条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は子育て支援部長が決定するものとする。

付 則（令和8年5月25日8葛子子第374号）

この要領は、令和8年5月25日から施行する。

付 則（令和8年6月1日8葛子子第559号）

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	子育て支援部長
委員	外部有識者（大学職員）
委員	子育て応援課長
委員	児童相談課長
委員	相談援助担当課長
委員	児童保護担当課長
委員	子ども家庭支援課長
委員	総合教育センター教育支援課長